

令和8年度第1回豊橋市児童相談所設置等検討会議（有識者会議） 会議録

|     |                                                                                                                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時 | 令和8年7月3日（金）午後2時00分～午後4時00分                                                                                                                                 |
| 場 所 | 豊橋市こども若者支援センター 第1会議室                                                                                                                                       |
| 出席者 | <p>[委 員] 敬称略・五十音順<br/>井上香奈子、大瀧和男、岡本あい、河邊伸泰、中村聡、前田清</p> <p>[事務局]<br/>小清水仁美（こども未来部長）、桑名闘志也（こども若者支援センター長）、後藤寛貴（副センター長）、元吉レイ子（専門員）、後藤和也（主査）、綾野雅子（専任主査） 他3名</p> |
| 欠席者 | なし                                                                                                                                                         |
| 傍聴者 | 1名                                                                                                                                                         |

要旨

1. 挨拶

- こども未来部長挨拶

2. 委員紹介

- 各委員自己紹介

3. 委員長（議長）選任

- 委員の互選により、A委員が委員長（議長）に就任

4. 資料説明

5. 意見交換

- 資料について事務局から説明

○A委員（議長）

それでは、ただ今の内容に関して、意見交換に移りたいと思います。

○C委員

機能の役割分担のところ、こども家庭センターと児童相談所機能をどう役割分担するのかはすごく大きなテーマです。年度ごとに役割を変えてみたりしながら模索しています。在宅支援はなかなか線引きが難しいので、他自治体も悩まれているところかなと思います。児相を持ったメリットは、一元化することですごく判断が早くなったことで、こども家庭センターの職員も児相職員も一緒になって受理会議をする体制が大切です。今までは一次的には市が受けて、重症度が高かったら県に相談して県の判断を待っていました。朝一に学校などから通告があって、傷痕があって帰宅しづりしているようなときでも、まずは市が行って気持ちを聞いたりなど一次的には確認していました。やはりこれは緊急保護だとなったときには、行くときにも児相に一報はしていますが、児相で受理会議をして、対応が夕方になることもありました。保護者が帰って来ないかとハラハラする時間帯までかかったり、こどもにもものすごく負担がかかることが、分かれているときにはよくありました。今は一緒に受理会議をするので、市町村部門の方が圧倒的に情報を持っているので、背景も踏まえてすぐに受理会議ができます。もし学校にかけつけたときにも、こういう状況だったら一時保護しよう決めてから行くので、やはり一時保護だと決めたら、給食を食べてからにしようかどうかという段取りができたり、保護者対応をどうするか学校と話し合いができます。何しろこどもの聞き取りも一回で済みますし、負担をかけずに迅速に判断できます。一緒に部署ですぐに受理会議ができる体制が大切だなと思っています。とはいえ当初は市の中で二元化し

ていて、児相部門の通告受理と市町村部門の通告受理の係を分けて、どちらも聞いていました。でも警察通告でも、面前DVなどそんなに重たいケースではないものもたくさんありますよね。むしろ関係機関から来たものの方が重たいこともありました。係が2つあると、一旦受けた係で初期調査など対応をして、渡すときにいちいち協議をしてすごく時間がかかっていました。児相部門を終結して市町村に渡す会議がものすごく手間取るので、昨年度から要対協の係に全部一元化して一旦聞くことにしています。在宅支援もどこで線引きするか重篤さがわかりにくいので、一時保護になるまでは在宅のチームでやる形をとっています。市町村機能と児相機能を別々に組み合わせるのではなく、いいところをうまく組み合わせた新しい組織と言いますか、入口は児相っぽいところもやっているけど、結局支援の入口から入った方が支援がうまくつながることも多いので、一次的には在宅の係がやって、保護だったら一時保護の係がやってという形で。非行相談の通告は児相部門の係がします。そんな形で今はやっています。児相の機能をうまく使ってやるということなので、児相なのでこうしなければならないという概念は捨てています。一時保護も支援の手段の一つです。一緒にやる良さは、早めに一時保護などしてこどもをしっかり見立てて、支援の見通しをわかって保護者にフィードバックして、丁寧に帰していけることです。対立ではなくてすごく支援できるケースもたくさんあり、それが市町村の良さです。あと児童相談所が抱えるような困難ケースほど、要対協のネットワーク支援が絶対必要です。児相にお願いして指導してもらったら変わるという期待が地域の支援者は高いですけど、児相の指導だけでは釘は刺さっても変わるものではなくて、やはりほとんどのケースは支援が必要です。こども家庭センターと児相がかなり機能連携しながらやれる体制が、基礎自治体が児相を持つ意義だと思います。

○A委員（議長）

ありがとうございます。私も教えていただきたいのですが、市民はどこに通告することになっているのでしょうか。

○C委員

まず組織の説明をさせていただくと、子どもセンターには子ども家庭支援課と、子ども安心課と、一時保護課の3つがあります。子ども家庭支援課は、要対協の係と児童相談所部門の一時保護と非行相談をやっている係の4係を持っています。その課のダイヤルが通告ダイヤルになっていて、24時間365日つながります。あとは「189」を通じてつながります。

○A委員（議長）

ありがとうございます。本当にすごく大切なテーマで、東三河児相とココエールの二元体制のメリットを維持しながらも迅速に対応するというのを考えると、結局市民はどちらに通告するのかと思いました。この表だとこども家庭センターに通告する形になっています。市民の通告先がわかりにくいのは課題とありましたが、それがわかりやすく、なおかつ迅速な対応が可能になるのは、市が両方持つメリットだなお話を聞いていて思いました。

○C委員

児童相談所の組織体制で、職員派遣はより多くの職員がいろんな児童相談所に行った方がいいとありましたが、これは本当にそうなので、できるだけ多くの人が児童相談所に直接修行に行った方がいいと思います。役職がない職員は1年など行っていましたが、係長や管理職は短いスパンしか行きませんでした。しかし組織の判断をしていく者なので、係長以上の管理職もしっかりしたスパンで行った方がよかったと思っています。私も1か月半くらいしか行かなかったのも、もっと行きたかったなと思いました。また職員の採用について挙げていますが、できるだけスーパーバイザーはしっかり置いていく必要があります。管理職や係長の意思決定レベルにスーパーバイザーを置けるような体制を目指していけないといけないと思っています。人材確保と育成は今も課題です。会計年度任用職員で経験年数のある方はいても、正規職員はまだまだ経験年数が浅いです。正規職員で最終決定するところに、しっかりと理解している人がいるのはすごく大切です。また警察の役職者は絶対いた方がいいと思います。警察連携がすごくスムーズになります。

○A委員（議長）

警察はどういう役職の方がみえていますか。

○C委員

警察は管理職ではなくて、警察を退職されたOBに会計年度任用職員の参与として来ていただいています。現職の警察官を配置している自治体もあります。警察との連携は絶対必要なので、いただけるといいと思いました。

○A委員（議長）

ありがとうございます。県児相だけではなく、中核市児相へ派遣はしましたか。

○C委員

先行自治体が少なめなのもあり都道府県ばかりでした。政令市は行きました。中核市や特別区には行っていませんが、逆に他の中核市が来ていました。

○A委員（議長）

ありがとうございます。

○D委員

C委員にお聞きしたいのですが、児童福祉法上は児童相談所に常勤の弁護士を置くことを理想として、それができなければ準じた措置をとることとされていますが、弁護士の体制はどうされていますか。

○C委員

開設時には準備段階から任期付きの常勤の弁護士がいました。2人目の方もいらっしゃいましたが、昨年度末で退職になりました。どうしようかといろんなところをお願いしましたが、なかなか常勤で来ていただける方がいなくて、今は非常勤で来ていただいています。常勤だと本当にすぐにいろんな、児相だけに関わらない市町村機能についてもDVの方など家庭問題などの相談もできます。いってくださると本当に相談しやすいし、受理会議から全部入っていただけました。ただ常勤だったので、逆に職員の法的対応が育ちませんでした。任せきりにしていたのでいざいなくなると、もっとこっちがわかっておかないといけなかったなと。弁護士任せにせず、ケースワークもあつての法的対応なので。いつもいらっしゃったら嬉しいですけど、非常勤でも何人かの弁護士に相談できる体制はメリットもあるのかなと思います。児童相談所の対応のための助けということもありますが、弁護士がいてくださると、こどもの権利が守られているかなとか、アドボケート事業でもかなり弁護士が入って活躍していただいていたと思います。こどもの権利を守ろうという意識の醸成という意味でも弁護士の役割はすごく大きかったと思っています。

○D委員

ありがとうございます。児童相談所をうまく動かそうと思うと、弁護士以外にもいろんな専門職がいると思いますが、弁護士の配置に関して話します。弁護士はたくさんいます。県内に約2,000人、東三河は約90人います。一般的な人から見ると、弁護士は同じスキルを持っていると思われると思いますが、児相の弁護士はかなり特殊です。本当はもっといろんな仕事ができるのかもしれませんが、児童相談所長の委任状をもらって、児童相談所長の代理として家庭裁判所の手続きをすることが多いです。児童福祉法第28条の承認審判などが多いです。あるいは引き続いての一時保護の承認審判などが多いです。それ以外には、特別養子縁組をするときに、児童相談所長の申し立てで途中までできる手続きが、令和元年改正でできましたが、そういったもののお手伝いをしたりなど。また医療ネグレクト。親権者が常識的には当然協力するところを、何らかの理由で協力してくれないと、病院が手術できません。そうするとどうしても親権者の職務執行を一時的に停止して、親権代行者を立てます。親権代行者が児童相談所長や施設長になったりして、親権代行者若しくはその職員が医者のところに行って手術の説明を聞いて、親権者の代わりに同意をして、手術をするときに別室で立ち会うといったことをするときに、それ自体は弁護士はやりませんが、どうしても家庭裁判所の手続きを通さないといけないので、事前に相談を受けながら時間制限の中で、必要な法的手続きをとっています。今の話を東三河にいる約90人の弁護士のうち何人が理解できるかなということです。実際はかなり特殊なことをやっているとご理解いただきたいです。また全国の児童相談所で常勤の弁護士を置きたい需要はあると思いますが、相当採用

に苦勞されているのが実態かなと思います。愛知県、豊橋市の実情としては、愛知県には10 か所児童相談所がありますが、いろんな制約があるからですが、愛知県には職員としての弁護士はいません。名古屋市は3つ児童相談所を持っていますが、職員としての弁護士が3人います。単に児童相談所長の代理人的な仕事だけでなく、管理職的ないろんな決裁業務をしながらやっています。基本的には任期付き公務員です。まずは2年、いろんな理由で延長しても最大5年という中で、実際には5年を過ぎた後もう一度1年目から応募するような形で、5年を超えてずっとやってくださっている方もいたりすると思います。いずれ任期付き公務員でない形にしたいとか、いろんな事例が出てくるかなと思いますが、相手のある話なので、相当大変になるだろうなと思います。

#### ○A委員（議長）

ありがとうございます。本当に必要な職種ですが、現実問題として約90人の中에서도難しいとなると、なかなか探すのは難しいのが現状ですね。専門職の確保が難しいのは継続的な課題ですね。

#### ○D委員

東三河で活動している弁護士の中から探すという発想はなくなると 생각합니다。日弁連もいろんな役所で弁護士を募集している旨の求人情報を公表するなどして、全国の関心のある人に呼びかけています。当然スキルの高い人が来れば一番いいですけど、児童相談所に限らずいろんな自治体、市役所もほしいです。豊橋市役所は2人弁護士資格のある人がいると思いますが、全国津々浦々の自治体は、弁護士に非常勤でも何でも任期付き公務員でいいから来てほしいという需要があって募集しますが、なかなか魅力が今一步なのか、処遇が今一步なのかわかりませんが、なかなか苦勞しています。児童相談所に配属する弁護士だけでなく、日弁連でも全国の弁護士向けに説明会をして、説明会の動画を配信したりして、そこに全国の募集している自治体の人が我が町はこんなに素晴らしい町で、ぜひ来て下さいみたいなことをやっています。見ていてすごく切実なんだと感じます。自治体の行政課的なところとか、特殊な法的なことを扱う部署がありますが、いろいろ募集をして苦勞されていると思いますので、そういった苦勞があるだろうなと思います。

#### ○F委員

確認ですが、こども家庭センターというくくりがありますが、ココエールとこども保健課は現状別の場所ですね。

#### ○事務局

そうです。

#### ○F委員

先程C委員おっしゃったことは、私もすごく日頃思っていることでして、合同で受理会議ができたらすごくいいんだろうなと思いますが、その際場所が離れていると現実的にはとても無理なので、順序が逆だとおっしゃるかもしれませんが、やはりそれぞれの組織の場所を決めないことには話が進まない気がします。少なくともココエールと児相が同じ建物の中になれば、C委員がおっしゃったように合同で受理会議をやったりするのはスムーズにいくのかなという気もします。欲を言えばこども保健課も一緒にあれば、かなり有機的な環境ができると思います。通告先をどこにするかは、別のところでもいろいろ議論がありまして、受付は一本でいいんじゃないかということもあります。実際に県民の方からすると、児童福祉の主務課と児童相談所との違い、要するに市町村と県との違いは全然理解されていません。市町村に相談かけたのを、後々になって児相に行ったけど何もしてくれなかったということはよくある話です。もし同じ建物なりで合同で動けるようなことがあれば、いっそのこと相談窓口として一本化してそこで振り分けしても、より効率的にできるのではないかという気がします。その際にこれは異論があるかもしれませんが、私はやはりできるだけ職員の流動性というのか、異動を前提に配置しないと、自分のところの組織のテリトリーを守ろうみたいなことで、よく聞くのは押し付け合いになってしまうところもあります。お互いの機能の限界や可能性を理解し合える規模じゃないかなと思います。100人とかいう規模になってし

まうと、なかなか難しいかもしれませんが。そういう意味ではやはり場所をまずある程度想定した上で、それぞれの関係性を考えていくことも大事なかなと思います。

○A委員（議長）

ありがとうございます。やはり母子保健機能と児童福祉機能は隣にあった方が、まずこども家庭センターの包括的な支援という理念に合うのではないかと思います。今も工夫しながらやっていたらいいと思いますが、隣にあって顔が見えて、すぐに動けるとなると、ポピュレーションアプローチで見つけて予防的支援が入れば、重篤な虐待に移行しないような支援が、やはり早くできるのではないかと思います。まず母子保健機能と児童福祉機能の一体化は、ぜひ進めていただきたいと思います。きっといろいろと段階的にやられると思いますが、その上で児相機能もあれば、迅速な対応ができると期待されます。

○F委員

C委員もおっしゃいましたが、警察通告が相変わらず圧倒的に多いです。6割くらいが警察通告です。そのうち少なくとも4分の3が心理的虐待です。またその中の8割、9割が夫婦喧嘩という状況です。全国児童相談所長会でも何年か前から、警察に通告先を振り分けてほしいと言っていますが応じてもらえません。一本化すれば受けた段階で、例えば夫婦喧嘩はすべてこども家庭センターへ回すといったことが合法的にできるかと思います。そういう点でも、もし可能であれば入口を一つにした方が市民もわかりやすいし、その後の振り分けやら分担がよりスムーズにいくような気がします。ないものねだりなので、実際にそうなるかどうかというのはありますが。

○B委員

前回の会議でもお伝えしましたが、現在のココエールと東三河の児童相談所の有り様は、メリットよりもデメリットの方が見えてきます。それが一体化するのはすごく大きいと思います。その点はすごく期待するところですが、先程から出ているように、せっかく一緒になるなら取り回しについて、フリーな関係性になるといいと思います。今、F委員も言われたように、どうしてもお役所と考えると勝手なイメージかもしれませんが、「島」というかお互いのところで責任のなすりつけ合いみたいなのがあります。そういうことがないような形で、理想的に言えばどこのポジションもできるようになってほしいです。こども、家族中心で、それに対してどう支援するかということだけで動いてほしいです。これは理想論かもしれませんが、せっかく一体化するのであれば、そういうことを肝に銘じてやってほしいと思います。

○A委員（議長）

ありがとうございます。保健師や社会福祉士や心理師の人事異動があれば、「島」意識が薄れてくると期待されると思います。

○B委員

これだけの人員をどうやって確保するのが一番問題であります。職員の確保についてのアドバイスがあればお伺いしたいです。

○C委員

今でも悩みではありまして、開設の担当ではなかったのに直接リクルートはしていませんが、いろんな大学に行ったり、知り合いの伝手で、もうすぐ退職しそうな方に声を掛けたり、行政職で採用している中にいる児童福祉の経験者を集めたりしました。人事課とも調整して、福祉職や心理職の採用をかなり前から始めて、いきなり行くところはないので生活保護の担当課などに配属しました。宣伝もしました。会計年度任用職員のベースアップを開設後に図ったときには定着にもつながりました。どんどん新しい中核市も児相をつくろうとしているので、取り合いと言いますか、人材確保をどうすればいいかは本当に難しいです。いろんな先行自治体のあらゆる広報活動を取り入れていただけたらいいと思います。また、どうしても辞めていく方もいます。やはり職員の負担軽減も併せてしないと、続けていける職場にしないといけないなと今でも課題になっています。職員のメンタルヘルスについては、センターに医者がいるので、医者と管理職で職員サポートチームを編成して、できるだけ指揮系統でない管理職にも話していいよとか、困ったことがあったら話していいよとアナウンスした

り、職員の休憩室をどうつくろうとか、職員用の意見箱を置いて「こうしてほしい」という意見があったらできるだけ叶えようとしています。所内でワーキンググループをつくって、一つはトラウマインフォームドケアを学ぶグループで、一つはこどもまんなかで皆で支援するというラップアラウンドというアプローチのグループで、あとライフストーリーワーク、生い立ちを整理していく3グループに分けてやっています。それは学びでもあります。職員同士のピアサポートだったり、ケアの要素も結構入っています。中堅の職員に任せていますがスーパーバイザーの方も入って、まずは職員がこの研修に参加したらほっとできるという場づくりをしています。例えば職員の得意を生かしてアロマをたいたり、ヨガで身体をほぐしてからやったり、ボードゲームをしてからやったり、そういう遊び心を大切に、トラウマインフォームドな職場環境づくりがすごく大切だと思います。それがこどもと家族を入れた応援会議などにも役立つエッセンスだと思います。こどもと家族が安心感を持てるためには、職員がまず安心して包まれている感覚を持とうということをやっています。専門性の、どんなことを学んでいけばいいかというところで、こどもの理解でも困難や背景を見立てる力と書いてありますが、こどものトラウマティックな部分や、保護者もだいたいそうです。児童相談所が関わるようなケースは、だいたいですごい育ちの方が多いじゃないですか。なので家族も安心してもらう方が、話が進むということが往々にしてあります。また課題だけでなく強み、こどもがどんなことが好きで、どんなところ、関わりだったら安心できるのかという視点を養っていくことがすごく大切だと思います。一時保護所を運営し始めると、目の前で暴れている子がいると不安が高まってイライラすることもあるので、そういうことのケアはすごく大切だと思っています。もう一つ、職員を研修する上でもケアの部分でも必要なのが、他機関連携がすごく大切です。どうしても児相ができると、後は児相でお願いしますともっと拍車がかかると思います。学校などいろんな身近な機関で、ここに言ったら解決してくれるということが高まって、地域の支援する力が落ちる可能性が出てきます。そうではなくて、身近な大人がしっかり支援して予防して、できるだけ児相にお世話にならないようにするということも一緒になって醸成しておかないと、強い支援機関ができた魔法のように解決してくれるかということとそんなことありませんよね。なので研修を組むときも、他機関を入れながらやることがすごく大事だと思います。他の関係機関を入れながらやったり、事例検討をやったり。市にはできなくて、支援者だからできる役割が絶対あります。社会福祉協議会なども一緒になって研修をしたりします。地域のこども食堂などのいろんな支援者が、こどもが10人いたら得意なことや好きなことが違うので、この子に合わせた支援をチョイスできるようになってきます。そういう発想で、いろんな人を巻き込んで、強いものをつくるだけではなく、皆で高める風土づくりがすごく大事だと思います。

#### ○A委員（議長）

ありがとうございます。確保も大変ですが、継続していくためには、職員が安心して働ける職場の雰囲気醸成が本当に大切だと思います。そういうことで悩んでいる児相は全国どこにもあると思いますが、様々な工夫をお聞きしました。そういったこともきちんと、いろんな視察や全国のいい取組を聞いていけると、いい児相になります。児相が魅力的になれば、専門職が集まってくると思います。また研修と他機関連携の視点もあります。つくるのに精一杯になってしまうと思いますが、それだけではなく豊橋市の児童福祉を支える人がどれだけ能力を高めて、皆でやっていけるかという視点も大事にしてほしいと感じました。

#### ○F委員

人材の問題はどこまで行っても付きまとうと思います。採用者数よりも退職者数が多いこともあります。書類上は欠員が100人近くになったこともあります。臨時任用職員や非常勤でうめているので実質そこまではなくても、正規職員だけで言うともうそうです。少しよくなったかなと言いつつ、辞めていった人の方が多くて、結果的には減少になっています。全国的に人集めが大変でして、過去には他県が愛知県で採用試験をしたこともあり、どうかと思いますが、福祉大学があるのも大きいみたいです。その後は継続してやっていないようなので、あまり効果はなかったのかなと思います。募集をかけるのはもちろん一番の基本だと思いますが、例えば豊橋市は市立の保育園は持っていますか。

○事務局

あります。

○F委員

そういうところの保育士で本人の希望だったり、これだと思う人に任用資格が取れるような教育を施して、ある程度年齢層も幅広く、若手から市の行政のこともある程度わかっている人までとるなど。その辺りは柔軟に今ある人材をいかに生かすか。もちろん保育園で傍から見れば楽しそうに仕事をやっていて、児相に行くなんて思わなかったということもあるでしょうから、一方的には決められませんがそういったことも含めて。行政職にも社会福祉士の資格を持っている人もいますので。人事と相談してその辺りも、市の行政にある程度なじんだ人を採用するのもいいことだと思います。市に弁護士がいるなら、専門分野とは行政の弁護とは違うのですが、兼務で児相にも使うようなこともできないかなと思います。併せて医師は（１）とありますが、括弧書きは現状いるという意味ですか。

○事務局

括弧書きは非常勤の意味です。

○F委員

非常勤の意味ですか。非常勤ならないわけではないかと思いますが、例えば常勤で置こうと思うと、若手の医師ほど臨床の場がないと長続きしないと思います。中でいろんな指揮命令系統が違いますが、市民病院の中から誰かこれだと思う人を来させるとか。そういうのが一番穴はあきにくいですね。その人が抜けたら代わりの人を出せと言やすいから。ただ臨床の場がないとなかなか定着しづらいです。若手の医師が何人か来ましたが、6、7年目くらいの医者だとやはり臨床の経験を積みたいと言って辞めた人もいます。逆に言えば主軸は当然児相に置いてもらわないといけませんが、ニーズによっては市民病院で研修できるというようなことも考えないと、なかなか定着しないのかなと思います。

○F委員

児童相談所の業務の多くは障害相談なのは間違いないですが、時間的には障害相談はだいたい1件1回か2回で終わってしまうので、虐待と比べれば桁違いに少ないですが、やはり一定数あります。ご存じの通り今、療育手帳だけでは公的裏付けがありません。一方で全国統一の検査バッテリーが試行中なのかな。一部の地域で試行されていますが、いつになるやらまだわからない中で現状少し困ったことに、各自治体によって判定基準が微妙に違います。そんなにたくさんはないとはいえ、転居してきたケースなどだと、前のところでは療育手帳をもらったのに、こっちに来たらだめになったということもあります。その辺りの扱いをどういうふうにするかというのは、やはり予め決めておかれた方がいいと思います。一般的に三河地方はあまりないとは言われていいますが、やはりクレームもあります。心理の職員にとっては、あまり普段虐待親に曝露されてないのか、そういうことでもかなりメンタルがやられてしまう人がまれにいます。その辺りも組織としてのバックアップをどういうふうにしていくかというのは、予め想定しておかれた方がいいのかなと思います。もう一方で、障害を持つ子の対応について一番困っているのは、障害児施設が圧倒的に少ないことです。その点、豊橋はいろんな意味で、養護施設も豊富ですし恵まれているなと思います。障害児施設が2つもあるので、多少はお金を出さないといけなくかもしれませんが、施設と上手に協力して障害児の行き先というか受け皿を使えるようになるととてもいいエリアになるような気がします。その分、県の子が入れなくなってしまうと、困ったことになってしまいますが、そのようなことを今思いました。それからC委員に質問をしたいのですが、里親支援センターはどういうふうにされる予定ですか。

○C委員

開設時は県も委託している里親支援のセンターがあったので、基本的に業務を委託しながら所内にも担当者を決めてやっていましたが、中でもっと手厚くして自前でやった方がいいと、昨年度からは里親支援をする係を拡充して人数を6人くらい置いて、直接支援をわりとやっています。里親の普及啓発やリクルートですとか。ただ研修などは里親センターに一部委託をしています。あとやはり児相の人だと相談しにくいという里親もいるので、それをサ

ポートするために一部訪問事業なども里親センターにお願いしていますが、ほぼ自前で里親のケアなどをしています。そのメリットは、心理師や児童福祉司と連携してタイムリーに支援に行ったりできますし、ショートステイ事業を里親支援係に置いていて、里親ショートステイをします。そこは市町村事業ですが、県の事業と市の事業を一緒にできるのが良さです。里親にショートステイができるメリットは、リクルートして新しく登録しても、子育て経験がない人なども結構いるので、いきなり養育里親は負担がかかるけど、ショートステイからならという練習ができますので、里親ショートステイはとてもいいです。一時保護するまでの間でも少し里親のところでつながってもらえたら社会資源になったりします。地域に帰ってから定期的な支援者として入ってもらえたりするので、その辺りがとてもいいかなと思っています。ただ、まだまだ里親の数が少ないです。啓発もいろいろイベントをやったりとか、近隣自治体と一緒に、自治体の境目にある商業施設でピアノリサイタルなどをやったりしました。SNSなども使って発信するのですがなかなか増えないので、本当に啓発は工夫がいるなということで、今、頭打ちと聞いていますが、そのような感じでやっています。特別養子縁組を希望する人も結構いますが、なかなかつながらないです。子どもを育てたことがない里親もいますので、経験してもらうために、乳児院にボランティアに行かせてもらったり、一時保護所のイベントにボランティアで入ってもらったりもしています。里親同士の交流会や研修会もやっていて、少しでも増えるようにやっています。ただ課題を抱える子が多いので、家で見ると大変で、里親が不調をきたすことも結構あります。負担をかけないために、里親に預けている子のレスパイト里親をつくって、チームでやれるケースをつくったりなどもしています。

#### ○A委員（議長）

ありがとうございます。市ならではの支援ができているというのがすごくいいですね。ショートステイ里親ができることで、こどもにも家族にも負担がかからなくて、地域で育ていけるという感覚も本当にいいと思いました。今の豊橋だと乳児院と養護施設が里親支援専門相談員を持っていたり、施設が里親支援をやってくださっているところもあると思います。ゆくゆくはフォスタリングセンターなども含めて、現状の里親支援について何かお考えはありませんか。

#### ○E委員

4S（里親支援専門相談員）を置いていますが、やっている本人からすると県はどういう動きかすごく気にしています。県は10月に里親支援センターを2か所で銘打ってスタートするという中で、どこでやるのか探りを入れてきますが、私も聞いていないのでわからないと話をしています。豊橋が児相を設置すると、県の事業としてはたぶん箸にも棒にも掛からないだろうという話をしています。その辺りがどうなっていくのかと、4Sを置いていところがどちらに身を置くのかという点も、本人はすごく不安みたいです。そういうところをきちんと、お互いに手を組んでやっていくということになれば、そのまま機能としては置いておけるのだらうなと思います。国の方針に則れない建物の構造なので困っていますが、そういう中で一つ県から「ぜひ一時保護の専用施設をやってみたらどうですか」ということで、一番最初スタートの3か所の1か所に入れていただきました。一時保護もすごく大変なのも現状ですが、今の建物を生かしてまた次の事業を始めるなら里親支援センターだろうという話はしています。ただそれだけではもったいないよねというのと、だったらもう少し地域に根差した子育て支援センターみたいなものとか、児童家庭支援センターみたいな機能を持ったものをやってみたいねという話は出ていますが、先立つものもないので。もう一つ、障害相談の件数について、すごく多いと思います。施設に入ってくる子でもかなり児童精神科にお世話になっている子だとか、知的障害だけでなく精神の子もいたりします。悪い言い方をするとどっちかといったら職員は命がけです。紙一重なところで興奮させないようにとかあるのも事実です。だいたいそういう子は虐待を経験してきた子が大半で、虐待と発達障害や精神障害の関係は切り離せないものだらうなと思いました。

#### ○F委員

ご存じかもしれないが、今年、中央・春日井管内で1か所、豊田・西三河管内で1か所、

里親支援センターが10月1日に始まります。来年度以降も増やしていく予定です。あくまで民間の組織ですから、C委員がおっしゃったみたいに一部の里親業務を委託してやるだとか、場合によってはより濃厚な支援までをお願いするとか。その辺りはそれぞれのところできちんと契約や業務の境を決めておく必要があるのではないかと思います。先程4Sと言ったのは、里親支援専門相談員のことです。これもわかりにくいですが、施設の職員という身分ですが、人件費は県が出しています。今、正確に把握していませんが県内に。

○E委員

9人。

○F委員

9人か、マックス14、15人いたような気がしていたのですが。その方たちがどこに今後所属するだとか、児相にも里親支援の非常勤職員が何人かいて、その職員をどこに配置するかだとか、10月に走り出すにも関わらず、まだ未確定な部分がいっぱいあります。

○C委員

障害相談の療育手帳の判定業務のところをどうしているか共有させてもらおうと思います。障害相談は多いですが多くは療育手帳の判定業務で、虐待の1件の重みと全然違うので、件数でそんなに負担感を感じる必要はないと思います。人口規模は同じくらいで、療育手帳は年間500件満たないくらいかなというところですよ。それに携わっているのは3、4人くらいで、1日3、4人ですかね。1人当たり1日1、2件くらいの形でやっています。1件に1時間半から2時間程度なので、それで何とか回していると思います。社会生活能力の聞き取りなどを県だとワーカーがやって、心理が検査というところもありますが、心理職がどちらもやっているというところでお任せしています。ケースの子が来たりすることもあるので、要対協管理の子とか。そんなときは事前に共有していたり、来た時に顔合わせしたりとか、そういうことができるのも一つのメリットかなと思います。心理師たちも見ている中で、ケースじゃないけど関わりが気になったらすぐ共有してくださって、調査して受理会議みたいなこともスムーズかなと思います。正確に検査できるスキルが必要なので、手当などにも関わりますので一定の技術を身につけた人がいます。新しい方はそういった方が陪席してフォローしたりしながらさせてもらっているかなと思います。非行相談につきましても、全体としては年間50件前後くらいの規模で小さいです。非行相談は確かに少年法のことや家裁送致の手続きだったり、抑えないといけないところはきっちり抑えておくのはもちろん前提ですが、別に他の相談種別と一緒にきちんと社会診断、心理診断、行動観察、医学診断をきちんとやって、その子の課題やニーズや強みは何かと見立てて援助をしていくということには変わらないかなと思っています。とにかく指導してくれみたいによく来ますが、指導してすぐに治ることはないのではないかと。約束事項を書かせても絶対守りません。そういうことはありませんか。一定釘は刺さるけど、それだけで解決することはあまりないです。でも虐待と違ってこどもたちも大きくなって全然寄り付かないから何も支援できないということも多いです。保護などができた場合にはこどもの強みや、そうなった背景は結構虐待環境の子も多いですし、どんな大人になっていきたいとか、どんなことをやっていきたいみたいな、ポジティブな関わりも入れながらやっていくのがすごく大切かなと思っています。非行相談はケースワーカーによっていろんなやり方をしていたので、一定これはしようというマニュアルを作ろうとスーパーバイザーも入って、少なくともこういう手順でやろうとか、ここに調査してこういう聞き取りはしようという整理はしました。経験が浅いのでまだまだですけれども。万引きや単発のものなら助言指導でいこうとか、性問題ならきっちり心理教育も入れて通所してやろうとか、そういうことを一つひとつ見立てながらやっています。

○A委員（議長）

ありがとうございます。事務局から質問のあったいくつかの相談についてもご助言をいただけたと思います。非行相談はおっしゃる通り、指導したからよくなるというものではないと私も思っています。知らないのでも苦手意識があるかもしれませんが、市でやるメリットが実はあるのではないかなと思っています。なぜかと言うと、非行の子は居場所が大事というのか、学校だったりその子がここだったらいいと思える場所が大事なので、それは県が思っ

いるよりも市の方がつなぎやすいのかなと。学校に関連した相談機関は、豊橋はいろんな場所がありますよね。すごいと思います。学校教育課が持っているものだけでもかなりあるので。何かそこと有機的に市児相がつながれることによって、もしかして非行相談はよりよい形になっていくのではないかという期待も少し持っています。里親はノウハウがないので苦労されると思いますが、先程おっしゃられたように乳児院と養護施設で古くから里親支援をやってらっしゃるところがありますので、豊橋市の里親の現状については、また一度聞かれたり視察をされるといいのではないかと思います。

#### ○B委員

先程、F委員も言うてくださいましたが、障害相談について療育手帳に関してです。ここはちょうど静岡県との県境で、湖西市の患者と豊橋市の患者が来ますが、湖西市の判定と東三河児相の判定基準は違います。静岡県はIQだけではなくて、発達障害の度をきちんと加味して、例えば70いくつというIQであってもC判定というのが出てきますが、愛知県は難しいです。その辺りはやはり考えておいてもらった方がいいかなと思います。結局ある、ないというところでものすごくシビアになっています。くすのき特別支援学校産業科や、豊川特別支援学校本宮校舎をねらう子たちは、療育手帳を持てない子たちです。それをいかにして受験までもっていくかがものすごく大変です。その辺りのところは、他県の実情も見えていただいたりするといいのかなと思います。豊橋のこどもたちにとって、いい形になるように考えていただきたいと思います。

#### ○A委員（議長）

本当ですね。障害の実情、困り度に応じた福祉サービスを受けられるようになるといいと思います。

#### ○C委員

非行相談について、昨年度から鑑別所と一緒に研修しようと声を掛けてくださって始まりました。今年度はもっと密にやろうということで、鑑別所の方が少年院と家裁調査官も呼んでくださって、市も県の児相を呼んで合同研修しています。鑑別所まで行くケースや少年院ってどんな支援が行われるのかわかって、入口をやるのがすごく大事だと思います。そういったところとの連携も深めていけるといいと思いました。

#### ○F委員

人材確保と養成について、どういう形で採用されるかわかりませんが、心理師、福祉士として採用しようとしたときに、心理師は必ず福祉士業務もあり得ると明記しておくべきだと思います。今それでもめています。心理師の一部の人は、福祉士業務もやらせるとそれが一つの原因で辞めていきます。心理の研究施設に入るわけではなくて、児童相談所に入るのだからというところですが、採用のときにやはりきちんと書いておかないと。最近は書くようになっていきます。もう一つは、維持するときに今一番大きな問題は夜間業務です。これも辞めていく大きな要因です。一つの市であっても今「189」も本当に普及してきて、前はあまりなかったですが、最近ほぼ毎日くらい毎晩くらいかかってきます。警察の身柄付きも非常にハードルが低くなってしまっていて、身柄付きで迷ったら何でもかんでも送ってくるので。夜間の体制を、極端な場合全部外注にしようとか、受けてくれるところはないですが。職員の中から夜間の業務について要望が出ています。給料で優遇しようかという話も書かれていましたが、何年か前に福祉士、心理師の給料を少し上げました。上げたときはそれなりのインパクトがありますが、上がってから入ってきた人にとってはそれが当たり前だと思うと、お金の際限がないと思います。だからその辺りをどういうふうにして、モチベーションを維持していくかというところでは、やはり働き得る環境づくりみたいところで、事前にかなり真剣に考えておかないと、夜間と休日業務にどういうふうに対応していくのかというのは非常に大きな課題だと思います。

#### ○A委員（議長）

ありがとうございます。実情を教えていただき、実際に確保するというときの参考にしていただければと思います。ここで締めようと思いますがよろしいでしょうか。事務局は、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、とりまとめに反映させていくようお願いいたします。

ます。それでは、進行を事務局にお返しいたしますので、次回の会議について案内をお願いいたします。

#### 6. 次回の会議について

##### ●次回の会議について事務局から案内

##### ○事務局

皆様、長時間にわたり貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。本日皆様からいただいたご意見を反映させながら、今後も検討を深めてまいりたいと思っております。以上で、本日の会議を終了いたします。お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございました。次回も引き続き、よろしくお願いいたします。